

Title	財政経済評論
Sub Title	
Author	浪速, 次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.8 (1919. 8) ,p.1087(135)- 1102(150)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190801-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一項に於て第五百二十二條第三項を除外することを忘れざるべきを以てなり以上論述したる理由により吾人は本判決を以て正鵠を得たるものにあらずと信す

五、告知義務と既往症

一、商法第四百二十九條ニ於テ保險契約者若クハ被保險者ノ告知スヘキ事實カ重要ナルヤ否ヤハ客觀的觀察ニ依リ決定スヘク是等ノ者ノ主觀的判斷ニ依ルヘキモノニ非ス

一、苟モ被保險者ノ既往症ニシテ性質上生命ノ危險ヲ惹起スルニ足ルヘキモノナル以上ハ保險契約者又ハ被保險者ニ於テ斯ル重要ナル性質ヲ有スル病症ナルコトヲ覺知セサルモ其覺知セル既往病狀ヲ告知セサルトキハ其不告知ニ重大ナル過失アリトシテ商法第四百二十九條ノ適用ヲ免レサルモノトス

(大正七年十一月大審院第一民事部判決)

合に重大なる過失の有無は重要なる病症の覺知其のものに付きて之を判斷せざる可らず無過失にて知らざりし事實を告げざるに付き過失ありと云ふの理由なければなり然るに大審院は既往症の重要なることを重大なる過失なくして覺知せざるも既往症か客觀的に重要なるものなる以上は少くとも不告知に付きて重大なる過失ありと云ふを得べきものと判決したるは所謂實驗法則を無視したるものと云ふべきなり又保險契約者及被保險者か總ての既往症の告知を爲すの義務なきことは固より疑を容れざるを以て覺知せる既往症を告知せざるは當然に重大なる過失によるものと爲すを得ざるなり(尙此問題に關しては本誌第十三卷第五號商法判決批評三氣管枝加答兒と告知義務の違背參照)

判旨第一點の正當なることは疑を容れずと雖も判旨第二點に對しては贊同するを得ず大審院の見解によれば既往症か重要なることを覺知せすとも既往症其ものを覺知する以上は之を告知せざるへからず若し之を告知せざるときは不告知者に重大なる過失ありと云ふを得へしと爲すものなり然れども此見解は正當にあらず既往症の重要なることを重大なる過失なくして覺知せざる場合に何故其告知に付きてのみ重大なる過失ありと云ふを得るや既往症の重要なることを知り又は重大なる過失によりて知らざりし場合に其告知に付きて過失なきことはあり得へしと雖も過失なくして既往症の重要なることを知らざりし場合に告知に付きてのみ重大なる過失ありと爲すを得ざるへし蓋し告知は重要なる病症の覺知を前提とするを以て不告知は重要なる病症を覺知せざることの當然の結果なり故に此場

財政經濟評論

浪 速 次 郎

所謂富豪の美舉

最近某々著名の富豪が公設市場、葬祭場、小學校教員住宅等の建設費として各々金一百万圓を東京市に寄附し或は其寄附の申出を爲したが市當局は欣喜雀躍して之を受納し、又一方新聞紙は擧つて此寄附行爲を美舉として譽稱へ他の富豪が之に倣はんことを慫慂してゐる。是れは一應尤もなることである。市當局者は曩に公設市場開催の計畫を立てたのであるが、市參事會の反對に遇ひて、其計畫は闇より闇に葬られ、細民救濟資金として府より交附されたる四十萬圓が寶の持腐と爲つてゐる今日、公設市場建設費として巨額の寄附金を收納すれば、市參事會

員に對して腰を強くして公設市場を無理矢理にも開設し社會政策の實施上東京市が是れ迄東京府及び大阪市等に一籌を輸して居つたと云ふ非難をば之に依りて幾分にも緩和することが出来る。換言すれば、市當局者は從來參事會の妨害に手古摺つて居つたのであるが思設けざりし方面に後押を得て愁眉を開いた譯である。

又一般世人の立脚地より之を觀れば、富豪と脱税とは常に聯想せられ、彼等の佳麗壯大なる宮殿と安逸驕奢の生活とは脱税の賜であつて、彼等は各々其の分に應じて税金を納む可き國民の義務を怠れる者であると思惟せる者が尠くない當今に於て、二三の富豪が莫大なる私財をば細民救濟事業資金として提供するは戰爭に依りて巨利を博せる在來の豪商並に大小戰爭成金に對する反感嫉視に基く人心の動搖をば多少緩和するの效果ある可きこと勿論なるが爲め、都下

の新聞紙が之を讚美推獎するは固より當然なことである。

然しながら、若し公設市場、葬祭場、小學校教員住宅等を建設し、其他種々の所謂都市社會政策を實施することが絶體に必要なものであるとすれば、夫れに要する財源は二三富豪の寄附に之を仰がずして市税又は市債に之を求む可きではあるまいか。市が若し私立學校又は私立慈善病院の如き財團法人ならば、其の事業を擴張する爲めに、個人の醜金に其資金を求むるは已むを得ざることであり又當然の處置である云はざるを得ない。然しながら、市は必要の施設に對する資金として税金を徵收するの權能有してゐる公法人では無いか。東京市は何を苦んで救濟資金をば市税に依らずして寄附金に之を求めんとするのであるか。斯く云へば、市税の増徴は面倒なる手数を要するのであるから、

富豪の寄附金を利用するは深く咎むるに足らず況して四十萬圓の資金が市の金庫に遊んでゐるにも拘らず公設市場を開催すること能はざる事情のある今日では無いかと反駁する論者もあろう。成程市税の新課又は増徴に對しては市參事會及び市會の協賛を経たる後更に監督官廳の認可を要するのであるから容易な業では無い。然しながら、若し市當局者が或種の救濟事業を絶體に必要なりと思惟するも、其の財源に窮するとせば、如何に煩瑣な手數と雖も之を忍んで増税を斷行す可きでは無いか。如何となれば富豪の義捐金を以て公設市場、葬祭場及び小學校教員住宅を建設するは一見甚だ結構なることであるが如くなるも、實は由々敷弊害を醸す虞れがあるからである。

予自身は公設市場を東京市に設けることには反對であるも、其理由は別項に説明する積りで

あるから、茲には述ないが、假りに富豪の寄附金を以て公設市場を開くとするも、之を利用する者が尠なからうと思ふ。若し公設市場が市税の收入を以て開いたものあるとすれば、市民も大手を振つて購買に出掛るであらうが、夫れが一二金満家の寄附金に依りて建設せられたものであるとすれば自負心の強き者は其處に出入するを潔しとしないであらう。予は寧ろ此等の者が多からんことを希望する。然しながら、若し利用者が尠なければ、公設市場は頗る不經濟なものであると云はねばならぬ。今日に於ても既に我國の商品小賣制度は不經濟なるものなるに、更に此上餘り利用せられざる公設市場を開くことは結局夫れだけ國家の損失に爲る。

又、之を利用する少數の人に就きて云へば、一私人の寄附金に依りて經營する公設市場は其利用者の品性を墮落せしむるの結果を呈するこ

とになりはしまいか。假令個人の私財を資本とするも、若し寄附者の數が多ければ、其の弊害は論ずるに足らない程輕微であらうと思はれるが、或る一個人の義捐金に依りて建設せられたる市場にて安價に日用品を購入するは其個人より施米を受くると程度は異なるも同様の心理作用を購買者に與へるものではあるまいか。此種公設市場の利用に依りて市民が精神上蒙る悪影響は到底其利用に基く物質的利益を以て償ふ能はざるものであらう。

又、百萬圓の寄附金にて建設せらるる葬祭場とても其の通りである。此葬祭場は細民の爲めに結婚式及び葬式の費用を輕減する目的を以て計畫せられたるものであると傳へられてゐるが結婚及び葬式は共に之を奨励する必要を見ない婚禮、葬儀共に人は各々其分に應じて之を行ふ可きである。他人が其費用の一少部分或は多分

四圓か五圓を補助することを申出づるは其當事者を侮辱するものである。更に小學教員に對する長屋の寄附を市が受納するに至りては實に沙汰の限りであると云はざるを得ない。第二の市民を教育するの重要な職責を盡しつゝある學校教員をして慈善長屋に居住せしむることを以て得々させるは何事であるか。予は富豪が生活難に苦しめる小學校教員に對して住宅を無料又は格安の家賃にて提供せんとする義侠心を決して非難する者では勿論ない。予の慨嘆せざるを得ないのは市當局者が今日まで學校教員をば生活難より救ふ爲めに相當の手段を採ることを怠り遂に彼等をして其屈辱を甘受するを得ざらしむるに至らんとしてゐるの一事に外ならぬのである。

公 設 市 場

東京市に於ては近く日用品の公設市場を開く

ことに爲り郡部に在りては府が既に開きたる市場をば遞信省より借入れる低利資金を以て増設するの計畫があると云ふことであるが、果して幾何の効果を擧ぐるを得るやは疑問とせざるを得ない。既に開設せられたる府の公設市場は利用者が頗る少ないのであるから、大體に於て失敗に終つて居ると看做す可きではあるまいか。公設市場が若し市場よりも三四割も安價に日用品を販賣すれば、利用者も多く爲るであらう。然し夫れは經費の點より、又商人の猛烈なる反對の關係上不可能のことである。而かも今日の如くに公設市場の賣價が僅かに市價に對して五分乃至一割位の開きを有するに過ぎない間は顧客が門前市を爲すの盛況を期待することは出来ない。何故となれば、公設市場を利用する又は利用す可き中流以下の者が白米以外に購入する日用品、例へば味噌、醬油、荒物、野菜等の代

金は一回數錢、十數錢、多くも數十錢であるから、假りに一割の格安で公設市場に於て買求むるにしても、其の差は僅かに數錢に過ぎないからである。大阪の人は勘定高いが故に、一回の買物に二三錢にても節約することを得ば、多少の不便を忍んでも安き賣店に赴くこともあらうが、東京の人は是れ位の差では動かされるものでない。平時に於てすら既に然り、況んや勞働者の景氣の良き今日に於てをやである。

尙ほ此外に東京府の公設市場には二三の缺點があつて、夫れに對して種々の非難を聞くのである。第一に公設市場にては小賣商店の如くに無料配達をしないで最低一回五錢以上の配達料を徴収する。従つて五十錢以下の買物に對して五錢の配達料を支拂へば縱令價格が一割安くとも、結局公設市場の買物は小賣商店よりも高く付くことになる。勿論購買者が自身にて購入品

を持歸れば差支ない譯であるが、時間、他の用達及び虚榮心の關係上、此携帶の必要は一部奥様連の不便苦痛とする所である。

又、公設市場は御用聞を出さないが故に、購買者は自身にて買出に行かねばならぬ。公設市場の近傍に居住せる消費者に取りては此事は必ずしも苦痛ではあるまいが、然らざる者に取りては頗る不便なる制度である。公設市場設置の主唱者は往々我國の御用聞制度を非難するが、是れは非難する方が無理である。女中を使役せる家庭の奥様は日本の習慣上平常着にて外出することが出来ない。然し二三十錢又は四五十錢の買物を爲すが爲めに、其都度衣服を改めて外出するは時間と金の不經濟である。或は女中を購買委員として派遣すれば良いでは無いかと云ふ人もあらんが我國の女中には品種の鑑別、價格に對する判断等に於て全權を委ね得る能力を

有して居る者が殆んど無い。又、女中を使はざる家庭の主婦は買物に出で度くも留守居の無いことがある。西洋風の家屋ならば、主婦が外出するには階下二三の窓を閉じ入口の戸に錠を掛くれば良いのであるから、留守居の無いことは外出の妨害にはならぬが、日本風の家屋にては留守居の無い場合には、外出の都度十數枚の戸を閉ざさなければならぬ不便がある。殊に下級民の間には主婦が内職を爲すことが多いが故に、數錢の節約を行ふ爲めに公設市場に毎日出掛るは却つて不經濟であることもあらう。

次に公設市場に於ける販賣品は品種の數が少きが故に、希望通りの物品を購入すること能はざることが尠くない。加之、公設市場の販賣品は品種が劣等であるとの非難を聞く。品種が劣つて居れば、縦令價格が五分乃至一割格安でも、實際には安價であると云ふことが出来ない。

又、公設市場にては掛賣を一切行は無いが故に、月給取りの消費者は公設市場を充分に利用することが困難である。労働者と雖、月二回に賃銀の支拂を受くる者は平常現金を所持してゐるものが少ない。夫れが爲めに、公設市場は最下層民の爲に設けらるゝものでなくして、金廻りの良い中流の者のみを利するに止まるとの非難を加へる者すらある。最後に、公設市場は何と無く役所風であつて、購買者の氣受が甚だ良敷ない。

此等の缺點を列擧すればとて、吾人は決して公設市場が何等の長所を有して居らぬと認むる者ではない。公設市場に於て定むる價格は云はゞ相當の價格であるから、其の近傍に於ける商店が法外の高價を以て物品を販賣することを豫防するの効果は慥かにある。然しながら、此消極的利益に對しては上述の種々の缺點ある以外に、公設市場は尙ほ次の短所を有してゐる。即

ち、小規模の公設市場をば無數に、例へば各町毎に設くれば、消費者に取りては便利であるが、其の結果は小賣店を激増したと同様であつて、國民經濟上より觀て、資本と勞力との浪費を醸すことに爲る。又、之に反して少數の大規模の公設市場を設置すれば、此國民經濟上の損失は幾分か之を避くることを得るが、其の近傍に住せる比較的少數の消費者のみを利するに止まるの缺點がある。

要するに、西洋と我國、殊に歐米の都會と東京市とは事情が異なつて居るのであつて、歐洲諸國に於て成功せる制度は必ずしも我國に於て之を摸倣す可きである云ふことは出衆ない。少くとも東京市の現状より觀て、公設市場が是非共設置す可き程の有用なるものなるか否やは多少疑問とせざるを得ない。

米の無賃輸送

鐵道院は從來米の輸送をば貨物最低運賃率の一割七分引にて取扱つて居つたのを去る六月一日より之を三割引に改めたのであるが、同院は今回地方在米の廻送を促進する爲めに、七月二十四日より八月二十五日迄米を全然無賃にて輸送することになった。尙ほ其期間後は再び一割七分減の特定率を適用することである。此鐵道院の方針は云ふ迄も無く原内閣の米價調節策の一であるが、果して何れ丈けの影響を都市に於ける米價に及ぼすであらうか。世人の多くは都會に於ける米價は米の運賃に相當する丈け低落するであらうと考へるに違ひない。然らば、今回鐵道院の免除せる米の運賃は一石幾何に相當するか。左表は一石を二百五十斤、一噸をば鐵道院の規程に基きて千六百九十三斤四四として予の計算せる米の通常運賃並に一割七分減及び三割減の率を示すものである。(但し貨車貸切

扱を標準とする。)

哩數	通常率	一割七分減	三割減(二)(三)の差	(四)
一〇〇	二二	一七・五	一四・七	二・八
二〇〇	三三	二八・七	二三・一	五・六
三〇〇	五〇	四一・五	三五・〇	六・五
四〇〇	六一	五〇・六	四二・七	七・九
五〇〇	七三	六〇・六	五一・一	九・五
六〇〇	八四	六九・七	五八・八	一〇・九
平均三〇七	九五	七八・八	六六・五	一二・三
	五九	四九・八	四一・七	七・九

右表に示すが如く、米一石の普通運賃は五十哩に對して二十一錢三百哩に對して六十一錢、六百哩に對しては九十五錢である。吾人は米の運送哩數が實際に平均何哩に爲つて居るかを知らないが、假りに前表に於ける如く、其平均が約三百哩であるとすれば、米一石の運賃は平均僅かに約六十錢に相當するに過ぎない。されば若し此推算に大過なしとせば、縱令鐵道院が何等の割引を行はずとするも、今日の米價を

標準とすれば、米の鐵道運賃は米價の約百分の一に過ぎざる低率であつて、殆んど問題と爲すに足らない。此低率なる運賃に對して鐵道院は六月一日より三割減を實行して居つたのであるから、先月二十四日無賃輸送を開始する迄の米一石の鐵道運賃は平均四十一錢七厘であつた。従つて、其差は僅々一石に付十錢位である。米價が六月一日以來の割引政策に依りて、殆んど何等の影響を蒙らなかつたのは毫も怪むに足らない。今回の無賃輸送策は前記三割引の運賃即ち平均一石に付四十一錢内外を全部免除するのであるから、若し都市に於ける米價が其免除に依りて何等かの影響を蒙るものであるとするならば、其程度は一石に付四十錢内外であらう。此米の無賃輸送が發表に爲つた先月二十三日の正米及び白米小賣値段は二十二日の相場に對して左の如く、正米に於ては一石に付二十錢、白

米に在りては六十錢乃至八十錢低落した。

正米標準相場(一石)

	七月二十二日	七月二十三日	下落
上米	五二・〇〇	五一・八〇	〇・二〇
中米	四九・九〇	四九・七〇	〇・二〇
下米	四五・四〇	四五・二〇	〇・二〇
平均	四九・一〇	四八・九〇	〇・二〇

白米小賣値段(一石)

	七月二十二日	七月二十三日	下落
一等	六一・七〇	六一・二〇	〇・六〇
二等	六〇・六〇	五九・八〇	〇・八〇
三等	五九・八〇	五九・〇〇	〇・八〇
四等	五七・四〇	五六・六〇	〇・八〇
五等	五四・九〇	五四・二〇	〇・七〇
平均	五八・八八	五八・一四	〇・七四

右表に示すが如く、二十三日には正米は平均二十錢、白米は平均七十四錢低落したが、白米の下落は二三日間の正米の低落に對して一時に順應したものであるから、其下落全部をば無賃輸送の影響と看做すことは出来ない。又正米が二

十錢方低落したのは果して無賃輸送の發表のみに基くものであるか否やは斷言出來ないが、其發表が此位の影響を及ぼす可きは當然である。

或は二十三日以後に以ても同原因の爲め正米が更に二三十錢低下すると看做すことを得る。然し夫れ位が限度ではあるまいか。政府當局者は無賃輸送は八月二十五日まで實行せられ、其後は従前の一割七分減の運賃を課するの規定であるから、同期間内には是れ迄賣惜んで居つた農家が米を盛んに手放すであらうと思惟して居る様であるが、其期待は實現せらるゝであらうか。今後天候が順調で豐作の見込立てば、七年度米は勿論端境迄に盛んに市場に提供せらるゝであらうが、運賃の關係のみに依りて農家が投資するとは思はれない。何故となれば、一割七分減の運賃即ち平均一石四十五錢の鐵道輸送費は目下の米價に比して頗る低率であるからである。

若し農家が米價の將來より打算して投資するを得策と認めたらば運賃が假りに永久に免除せらるゝとしても、貯米を手放すに違ひない。若し又之に反して、米價が尙ほ一石三四圓も騰貴するに相違ないと思へば、運賃復舊の如何に係らず、投資を行はぬであらう。

然しながら、吾人は運賃の免除が心理作用に依りて意外の結果を呈するとある可きを記憶せねばならぬ。即ち、運賃が免除せられたとて客觀的に云へば、米價は著しき影響を蒙る可き筈が無いと思惟せる農民も、他の農家が左様には考へずして投資することあり得るを悞れ、人に先じて貯藏米を持出すの結果、茲に投資の競争開始され、米價が一時暴落するやも測り難い。然し是れは一時的現象たるに止まる。八月の米價の高低を自然的に定むるものは結局八月中の天候如何に存する。

附記 若し貨物の輸送に何等の費用と時間とを要せずとすれば、物價は各地方間に於て全然同一と爲る可きものである。然しながら、鐵道運賃は貨物輸送費の一部分に過ぎざることを記憶せねばならぬ。且つ其外に貨物の運輸には相當の時間を要するが故に、縦令米の鐵道運賃を全部免除したとて米價を全國均一に爲すことは出來ない。加之、假りに今回地方間に於ける米の分配が鐵道の爲めに多少妨害せられてゐるとすれば、そは運賃よりも寧ろ貨車缺乏の罪である。従つて鐵道院としては米の運賃を全免するよりも米に優先權を與へるを得策とする。鐵道院では極力米輸送者の便宜を計ると云ふことであるから、或は夫れに依りて米價の調節上運賃の全免以上の効果を收むるかも知れない。

外米の官營

寺内内閣は昨年外米管理なるものを實施して若干の指定商人をして外米を輸入して、公定價格にて販賣せしめ、夫れより生ずる損失に對して一石に付五圓五十錢の補助を與へるの方法を採つたのであるが、現内閣は此制度を廢止して其の代りに米穀の輸入税をば一ヶ年間廢止し、外米の輸入をば自然の成行に任せたのである。然るに、先月米價が異常に暴騰した爲め、政府は遂に自己の計算を以て外米を輸入し、損失を顧みず之れを廉賣することに定めたが、果して幾何の効果齎すであらうか。外米をば多量に例へば五百萬石輸入して、之を小賣一石三十圓位で販賣すれば、内地白米の小賣相場は四十圓以下に低落するであらう。然し外米を小賣一石三十圓にて拂下ぐるとすれば、産地に於ける目下の外米相場にては政府の損失は一石四五十圓に上るが故に、若し政府の取扱高が五百萬石に達

するとすれば、國庫の負擔は二億圓にも上るとに爲る。勿論政府が端境期迄に五百萬石も輸入することは絶體に不可能と看做し得るのみならず、米價調節の爲めに今日二億圓の支出を敢行するの愚を習ふが如きことはあり得ない。政府は今日迄既を買付たる外米數量を絶體に秘密にしてゐるが、坊間に傳へられてゐる所に據れば、其總額が二三十萬石に過ぎないと云ふことである。若し果して然りとすれば、縦令政府が其全部をば一石三十圓位に廉賣するとしても、米價に及ぼす其影響の微弱なるは推して知る可きである。如何となれば、三十萬石の米は東京市民丈を一ヶ月間支へ得るに過ぎざるからである。されど、若し政府が進んで外米商に依りて既に輸入せられ、又は近々中に輸入せられんとしてゐる外米の總量二百萬乃至三百萬石の全部を相當値段にて買上げ之を廉賣するとせば、米價を著

しく低落せしむるを得るは云ふ迄もない。然しながら、政府の損失は數千萬圓に上ることであるから、果して當局者が夫れ丈の決心を有するか否やは疑問とせざるを得ぬ。

同盟罷工

近時同盟罷工が頻繁に行はれつゝあるが、其の主なる動機は賃銀引上の要求に外ならぬ。諸種職工のストライキが東京市に於て先月中特に激増した原因の一は東京商業會議所が七月上旬に發表した食料品市價對賃銀の比較表に之を求むるを得るのではないかと思ふ。左表は此比較表の抜萃である。

年 月	食料品市價指數	賃銀指數	差
大正三年六月	一〇〇	一〇〇	〇
同 九月	一〇八	一〇〇	(一)八
同 十二月	九五	一〇四	(十)九
平 均	一〇二	一〇一	(一)一
大正四年三月	九六	九八	(十)二

同 六月	九五	九九	(十)四
同 九月	九五	九九	(十)四
同 十二月	一〇一	一〇六	(十)五
平 均	九六	一〇一	(十)五
大正五年三月	九六	一〇四	(十)八
同 六月	九七	一〇四	(十)七
同 九月	一〇八	一〇六	(一)二
同 十二月	一二三	一一八	(一)五
平 均	一〇二	一〇九	(十)七
大正六年三月	一一四	一一六	(一)二
同 六月	一三〇	一一九	(十)一
同 九月	一四三	一三〇	(十)三
同 十二月	一五一	一四五	(十)六
平 均	一三三	一二八	(十)五
大正七年三月	一七八	一四四	(十)三
同 六月	一七三	一四七	(一)二
同 九月	一九四	一六三	(一)三
同 十二月	二〇七	一八二	(一)五
平 均	一八三	一五九	(一)四
大正八年三月	一八九	一七二	(一)七

右表に示すが如く、歐洲戰亂勃發以後大正六年の末迄は東京市内に於ける食料品の市價と賃銀とは雁行して騰貴し、其間の差は論ずるに足らざる程度であつたが、昨年春期以來食料品は著しく昂騰せるも、賃銀の騰貴率は遠く之に及ばず、本年に入りては多少平調に復したが、尙ほ食料品の市價は賃銀よりも高率に騰貴してゐる。即ち開戦の前々月たる大正三年六月中に於ける食料品市價並に賃銀を一〇〇とすれば、本年三月には前者は一八九、後者は一七二となるから、食料品は賃銀に比して一割七分高率に騰貴したことに爲る。是れは勿論當然のことである。賃銀の騰貴は物價の昂騰に連れて發生する現象であるから、前者が後者よりも數ヶ月後れたとても何等怪むに足らない。前記食料品市價對賃銀の比較表に就きて之を觀るに、賃銀騰貴率は大體に於て食料品の騰貴よりも二三ヶ月後

れて夫れに追付いたことに爲つてゐる。

斯くの如く、東京市に於ける賃銀騰貴率が物價騰貴率に及ば無いが爲めに、賃銀をば更に引上ぐる必要ありとは二三年來吾人の屢々聞く所の議論である。又、前述の如く七月中に於ける同盟罷工の激増は多少東京商業會議所の食料品對賃銀比較表の發表に基けるものであると認め得る理由がないでもない。然しながら、吾人は賃銀の騰貴率が食料品の騰貴に及ばないのを見て直ちに労働者が生活難に陥つてゐると推斷してはならぬ。假りに、或る期間内に食料品の市價が十割騰貴せるにも拘らず、賃銀は僅かに八割昂騰せるに過ぎずとせば、労働者の實際収入は結局二割程減少した形に爲り、労働者は其程度に於て生活上の壓迫を受けて居る譯で無いかと云ふ人もあらうが、食料品が二倍に騰貴したからとて生活費が必ずしも倍加するものでは無

い。生計費中には家賃、電車賃、兒童の教育費、電燈瓦斯の料金等もあるが、此等の費用は食料品費と同一程度に必ずしも増加するものでは無い。東京市に於ては食料品費及び衣服費は戦前に比して二倍以上に騰貴してゐるが、前記家賃其他の雜費は平均二三割の騰貴を告げてゐるに過ぎないのである。従つて、縦合賃銀の騰貴が開戦後食料品に比して一割乃至二割劣つてゐるにしても、此事實のみを以ては直ちに労働者の生活難を云爲するを許さない。否な若し上掲食料品市價對賃銀比較表が正確なるものなりとすれば、東京市内の労働者が特に物價騰貴の爲めに苦んで居ると認むることは出来ない。

尙ほ此以外に吾人の顧慮するを要する事がある。夫れは賃銀と労働者の収入との關係に外ならぬ。俸給に依りて衣食する者に於ては、俸給が五割増加すれば、其月収も同じく五割丈け膨脹

するのは贅言する要なき所であるが、日給の賃銀を受くる所謂労働者に在りては、賃銀率の増減と月収の増減とは必ずしも正比例の關係を有しては居らぬ。例へば戦前一日一圓の賃銀を得て居つた大工の日給が今日一圓八十錢に増したからとて、其大工の一ヶ月の収入が今日、戦前に比して八割増加してゐると云ふことは出来ない如何となれば、假りに戦前其大工が一ヶ月平均二十日宛仕事をして居つたとすれば、其収入は一ヶ月二十圓であるが、最近一ヶ月平均二十五日労働して居るとすれば、其月収は四十五圓に上るが故に、賃銀は八割丈け昂騰したに過ぎないが一ヶ月の収入は十二割五分膨脹したと云ひ得るからである。若し果して然りとすれば、生活費が戦前に比して十割増加してゐるとして、其大工は尙ほ二割五分の餘裕を有してゐると認め得るではないか。勿論賃銀の率が騰貴し

ても仕事が其反對に少なくなつて居れば、月収は却つて減退するに至る可きである。然しながら各方面に於ける労働者の拂底は目下仕事は戦前よりも増加せるを語つて居るではないか。又、同盟罷工の多くが資本主側の讓歩に依りて解決を告げ或は告げんとして居るのも労働者の需用膨脹の一證と看做すを妨げない。従つて、労働者の収入は或は賃銀の騰貴率以上に増進してゐると認め得るではないか。若し果して然りとせば、單に賃銀の騰貴率が物價騰貴率に及ばざるの一事を論據として労働者が生活難に陥つて居るに相違ないと推斷するは早計ではあるまいか。無産階級の生活上の餘裕の標尺とも看做すことを得る郵便貯金が開戦直前なる大正三年七月末には二億圓であつたが、本年六月末日には六億圓即ち戦争中に三倍に増加してゐるのを見ても労働者階級が必ずしも生活上大なる脅威を

受けて居ると認むるは困難である。

斯く云へばとて、予は決して労働者が同盟罷工を企つるを非難する者では無い。同盟罷工は云はゞ勞力の賣惜みである。各種の事業家が買占又は賣惜みに依り暴利を貪ることが殆んど公然に許されて居る今日労働者が少しく勞力の賣惜みを行つたとて之を咎む可きで無い。否な職工は多くの場合に於て雇主の現に收めつゝある高率の利潤の一部に對して分配を要求するのは無理からぬことである。殊に予は最近の同盟罷工の多くが至極靜謐秩序的に行はれ、其主動者の態度の正々堂々たるを欣ぶ者である。

前號(第十三卷第七號)目次(大正八年七月號)

論說

- ◎汪龍莊遺書を讀む 法學博士 田中萃一郎
- ◎手形引受と合衆國 法學博士 堀江 歸一
- ◎中立船内の敵貨と敵船内の中立貨(二) 慶應義塾 大學教授 板倉 卓造

雜錄

- ◎開戰責任の調査報告 慶應義塾 大學教授 占部百太郎
- ◎經濟的史觀論の價值(三) 野村兼太郎
- ◎製鐵生産費に關する調査 山崎 繁樹
- ◎アダム・スミスの價值論に就て(二) 加田 忠臣
- ◎トオマス・ホッブズの政治哲學中に見れたる經濟學說 慶應義塾 大學教授 高橋誠一郎
- ◎米穀消費量の計算方法に就て 慶應義塾 大學教授 高城仙次郎
- ◎商法判決批評 慶應義塾 大學教授 西本辰之助
- ◎財政經濟評論 浪速 次郎

編輯主任

下濠谷四一三 堀江 仙次郎

●一冊定價金參拾貳錢 郵税金壹錢五厘
 ●半年定價金壹圓八拾五錢 郵税金
 ●一年定價金參圓四拾五錢 郵税金共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
 ●營業に關する用件は發賣元宛
 ●原稿締切期日は發行の前月十日限
 大正八年七月卅一日印刷納本 每月一回一日發行
 大正八年八月一日發行

三田學會雜誌 禁轉載 第三十卷第八號
 東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内
 編輯兼發行者 石田 新太郎
 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
 印刷者 金子 鐵五郎
 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
 印刷所 金子活版所

發賣元 株式會社 東京堂書店
 東京市神田區表神保町三番地
 電話 三〇六〇番 三〇六一番 三〇六二番 三〇六三番 三〇六四番 三〇六五番 三〇六六番 三〇六七番 三〇六八番 三〇六九番
 振替東京二七〇番

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會
 ●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す